

(様式6)

判断基準が法令の定めには言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	11	担当課	森林整備課
法令名	林業種苗法	根拠条項	29-1	不利益処分の種類	生産事業者に対する監督処分	
林業種苗法(昭和45年5月22日 法律第89号)						
(監督処分)						
第29条 農林水産大臣又は都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に関し必要な処置を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することができる。						